

## 第2回漁業特定技能協議会・養殖業分科会 (議事概要)

1. 日 時：令和4年11月22日(火) 13:30～14:00

2. 場 所： (Web会議)

3. 出席者：

### 【養殖業分科会構成員】

全国漁業協同組合連合会	漁政部次長	三次 亮
一般社団法人全国海水養魚協会	専務理事	中平 博史
一般社団法人全日本持続的養鰻機構	参事	長畠 大四郎
一般社団法人全日本持続的養鰻機構	参事	染矢 典幸
全国真珠養殖漁業協同組合連合会	総務課長	長岡 昌幸
全国内水面漁業協同組合連合会	業務課課長補佐	師田 彰子

水産庁漁政部企画課	課長補佐	西田 貴亮
	新規就業専門官	松村 貴子
	企画官	青木 滋
	安全指導係	酒井 峻汰
増殖推進部栽培養殖課	課長	櫻井 政和
	課長補佐	横山 健太郎
	課長補佐	中村 真弥
	課長補佐	中井 忍

4. 議事要旨

### 議題1. 漁業特定技能協議会運営要領及び漁業協議会構成員資格取扱要領の改正について

資料に基づき水産庁企画課より、特定技能制度の概要及び協議会における派遣事業者の取扱い、構成員の除名規定新設のための要領等の改正案を説明し、養殖業分科会として内容を確認した。

(資料1 在留資格「特定技能」)

- ・在留資格「特定技能」の概要。

(資料2 派遣規定)

- ・派遣元を1号構成員とし、派遣先を1号副構成員として協議会の関連規定に位置付け。
- ・1号副構成員の要件は、協議会が定めた制約事項を遵守すること、1号構成

員から適正な労働者派遣を受けようとしていることの2点。

(資料1-6～7 除名規定)

- ・資格停止及び現状想定していない事例が発生した際に協議会の決議により除名することができるよう規定を整備。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 改正後の漁業特定技能協議会構成員資格取得要領の第3条二について、「又は1号構成員を指導、助言する立場にある団体」とあるが、これはどういう意味か。例えば、構成員以外の団体に対しても、「指導、助言する立場にある団体」に該当するのか。  
→孫会員に周知・指導する場合は考えられる。例えば、直接の構成員のさらに先の個別業者に対し、必要な周知・指導や助言を直接行うこともあると想定される。

## 議題2. 特定技能2号（養殖分野）の試験問題の作成について

全漁連より、特定技能2号にかかる漁業技術測定試験（養殖業）策定検討会の説明及び、進捗状況についての報告を行った。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 養殖分野の試験問題には内水面養殖の分野も含まれているか。  
→各論である給餌・無給餌の方ではなく、全般の問題の方に内水面養殖の問題が含まれる。

## 議題3. その他

事務局より、今後の協議会等の開催について情報提供を行った。

以上